

199. 野洲町より出土した

播州歌舞伎の木札について

1. 上永原遺跡出土の木札

滋賀県野洲郡野洲町の上永原遺跡より、播州歌舞伎に関する墨書のある木札が出土していることを知ったのは、『木簡研究』7⑩(以下、『木簡研究』と略する)の報告を見てからのことである。

まずは、木札の出土状況と釈文などを『木簡研究』より紹介しておこう。

木札の発見された場所は、野洲町大字上屋で、昭和56年(1981)に祇王ぎおう小学校のプール建設に伴って野洲町教育委員会が発掘調査を行った。その時に、上永原城の掘割に面して検出された、浅い溜り状の遺構から出土している。

木札の大きさは、幅6.5cm、長さ23.4cm、厚さ0.7cmで、釈文は次のとおりである。

・「与一兵衛 千崎弥□郎 □□ 鉄□
忠臣蔵 五段目□□
□九郎□□勘平 ミの
」
・「手□ (小屋カ) 笠
播州□□□□
きく
」

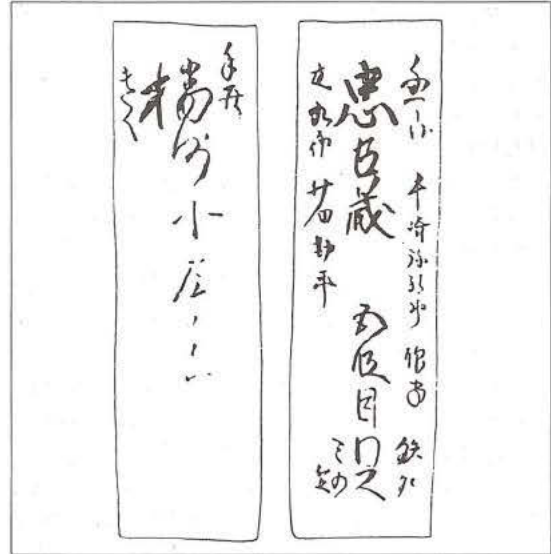
内容については、次のように述べられている。

「歌舞伎の忠臣蔵五段目、山崎街道の場を表したものである。「千崎弥□郎」は、千崎弥五郎を指し、「鉄□」は鉄砲、「□九郎」は定九郎であり、「□□勘平」は早野勘平を指すものであろう。また与一兵衛の名や、山崎街道での鉄砲、蓑笠といった勘平の姿を示す表現も見られる。周辺には戦前まで野良小屋という野外芝居が盛んであったことから、「播州□□」も播州小屋と読め、芝居を公演する一座の固有名詞とも考えられる。また木簡については、忠臣蔵上演の際落書の札として用いたものではなかろうか。」

2. 播州歌舞伎

『木簡研究』の報告を見たとき、歌舞伎の外題と、「播州」の二文字からすぐさま播州歌舞伎のことが頭に浮んだ⑫。

播州歌舞伎は、兵庫県加西市東高室(たかむろ)を



第1図 木札実測図

中心とする、播州一円に役者衆と座元があり、毎年一座を編成して巡業に出ていた。中でも東高室は、戦前までは「石屋三分に百姓一分、残る六分はみな役者」とまで唄われたほど、多くの旅役者を輩出した村で、「高室役者」「播州役者」の名で知られていた。

江戸時代、播州での歌舞伎の盛んな様は、『諸国芝居繁栄数望(くにぐにしばいはんえいすもう)』の文政8年(1825)のものには「播磨高村座(おそらく高室の誤りであろう)」、天保11年(1840)のものには「播磨芝居七座」として名前があがっており、その巡業先は、地元の播磨はもとより、各地におよんでいたという。

播州歌舞伎の盛衰を、最も著名な高室を例にとると、文化・文政期に最盛期をむかえ、その後天保の改革によって廃却されるが、天保14年(1843)には復活の嘆願書が出されて、ほどなく願いは聞き届けられたようである。そして幕末には兵庫県下全域はもちろん、中国、四国にまで活動範囲を広げており、第二の盛期をむかえている。しかし、明治時代末期以降に降しだいに斜陽化し、昭和になって戦時体制の強化によって急速に衰えて行った。

3. 検討にいたる動機

滋賀県における農村歌舞伎の調査は盛んではない。それは何よりも、隣接する岐阜県にみられるような、

農村歌舞伎舞台がほとんど現存しないためである。だが、近江でも地芝居や歌舞伎を上演していた劇場（小屋）のあったことについて、記録や報告は決して少なくはない。しかし、播州歌舞伎の巡業については、特に資料を目にしたこともなかった。それだけに、上永原遺跡から出土した木札の、「播州」の2文字と内容は驚きだった。もっとも、隣接する岐阜県や愛知県は農村歌舞伎の盛んなところで、播磨から美濃や三河へ巡業するのに、途中の近江で上演しないというようなことは、よほど特別な事情がない限りありえないことである。その意味において、この発見はまさに出るべき資料が出たとの感が強い。

木札の発見が、ちょうど『日本考古学年報』に1984年度の全国の中・近世遺跡の研究の動向を執筆していた時と重なったので、そこに『木簡研究』の報告からわかったこととして、とりあえず「兵庫県加西市高室から各地へ巡業に出た播州歌舞伎に関する資料と推察される」と簡単に紹介した^⑥。

『木簡研究』の報告には、木札の実測図（第1図）が掲載されていただけだったので、さっそく野洲町教育委員会に連絡をとり実物の調査をお願いした。ところが、何度も探していただいたのだが、多くの遺物に混って所在が分からず、とうとう今日まで直接木札を調べることはできなかった。そこで次に、文面の読める写真を提供してもらえるようお願いしたのだが、文字を検討できるような良い遺物写真がなかった。

実物なり写真なりに固執したのは、出土した木札の墨書の場合、文字が消えていたり、木自身についた黒ずんだシミなどに惑わされて、実測図では実感が得られていない場合が多いためであった。

播州歌舞伎の調査をしていたころ、巡業の実態については、文書だけでなく、各地に残る農村歌舞伎舞台などに残された墨書（落書き）も重要な資料として記録していた。中でも竹本小住太夫という播州歌舞伎の一座の太夫は、巡業の度に各地の農村歌舞伎舞台のチョボ座（太夫座）などに多くの墨書を残していた。「播州」の文字の読める木札の筆跡に、もしや小住太夫のクセが残っていないかが気にかかったためである。

私の願いは達成できなかったが、野洲町教育委員会の吉川和則さんと進藤武さんが、現在取り出せる一番現物に近い資料として、銘文を奈良国立文化研究所で読んでもらったとき作製された、銘文実測図の原図（第2・3図）をコピーして届けてくれた。

そこで、かつて農村歌舞伎の調査などで指導を受けていた名生昭雄先生を神戸に訪ね、実測図を元に芸能史の立場から文面の復元作業を行い一つの解釈を試みたので開陳することにした。ただ、この試案が成り立つかどうかは、再度実物との照合が必要であること

は言うまでもない。

4. 木札A面の文字の解読

木札の表裏については、実物を見ていないため判らないので、ここでは便宜上、「忠臣蔵」の文字のある方をA面、「播州」の文字のある方をB面としよう。

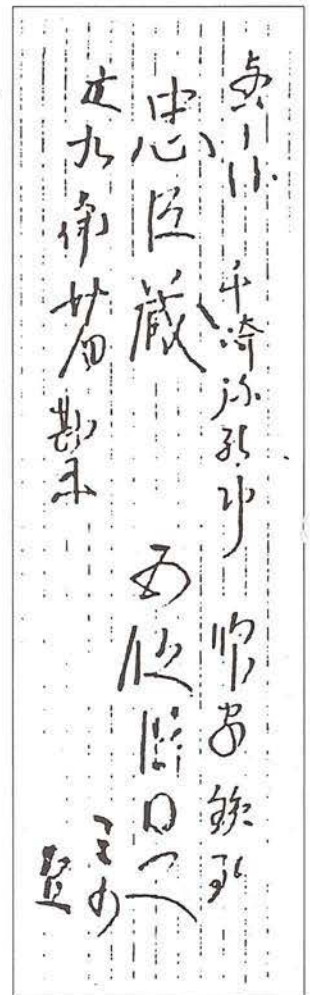
A面は、『忠臣蔵』五段目の「山崎街道」に関係するものが記されており、『木簡研究』にみられるような解読で基本的に誤りないが、今一度解説を加えながら判読不明の文字を読んでみよう。

右の行の上半は、上から順に、「与一兵衛」、「千崎弥五郎」となるが「千崎弥五郎」の“五”の字が“孔”という字の様に実測図に描かれているが、これは真ん中の行の下段にみられる「五段目……」の“五”と同じくずし方の取り違いから“孔”の様に見えたのではないかと思う。

真ん中の行は、大きく「忠臣蔵」とあり、これは文字としては問題ない。

左の行の上半は、上から順に、「定九郎」、「早野勘平」となるが、“早野”は実測図からはまず読めない。おそらく“早”の字は崩し字の“早”の文字の“日”の部分の上と中の横棒がかすれてしまっているのではなからうか。そして“野”の字は、少し右にずれて書かれていると考えた。そして、“野”の字の“里”の部分の上部のみがかるうじて残ったのだらう。こう考えると、次の“勘”の字までの間の空白が、ちょっとありすぎるように思える理由も納得できる。

左右の人名は、『仮名手本忠臣蔵』の五段目「山崎街道」の配役である。書き方で少し気になるのは、右の行の「与一兵衛」の頭の“与”の字と、左の行の「定九郎」の頭の“定”の字の並びを比べると、“定”の字の方が少し



第2図 木札A面

低いことから、あるいはここに「定九郎」の姓である「斧」の一字が入っていた可能性も考えてみたいところである。もっとも「斧」の一字が、はたして有ったのか無かったのか、残念ながら現物で確かめるしか方法は無い。

次に下半の右の行は、「千崎弥五郎」に続く2文字が『木簡研究』では判読出来ないが、これについては「山崎街道」で重要な役割を果たすイノシシと考えると「獅子」の「獅」の字から獣偏を取った「師」の字を当てて「師子」とすると、夷測図の文字の雰囲気によく当てはまる。その下は「鉄砲」で、2文字目のつくりの部分が消えている。

真ん中の行は、上半の「忠臣蔵」と同様大きく書かれており、「五段目」までは素直に判読できる。「五段目」とは山崎街道のことである。さて、その下は『木簡研究』では2文字判読不明としているが、これを3文字とし平仮名で「ひかへ」と読んでみた。「ひ」は左右の棒が、「か」は真ん中と右の縦棒が消えているが、3文字目は比較的たやすく「へ」と気付くのではないだろうか。かなりクセのある仮名だが、それなりの文意はある。

左下は、2文字ずつ2行に並列しており、右が「ミ」で、左が「笠」である。右の行の下、左の行2つは、山崎街道で勘平が使う重要な小道具である。

5. 木札B面の文字の解読

A面は、歌舞伎の知識があれば、ある程度の内容の推定ができたが、B面はそうしたキーワードがない。

まず右の行は、上半に小さく2文字あり、1字目は「手」か「年」とみたが、『木簡研究』で判読したように「手」と考え、次を「形」のくずし字と考えた。左の行の上半の小さい文字も、右の行に内容的に対応するものであろう。『木簡研究』では、ここを判読不能ながら2文字とみている。案としては、「きく」と読んだ様だが、意味が通じないので判読不明としたのだろう。ここも、表面の中央の最後の3文字と同じように、クセのある平仮名として「しらへ」（しらべ）と読んでみた。かなり苦しい読み方だが、「き」の文字の下部の墨の切れている部分で二つに分け、「し」と「ら」に分けた。ただし、「し」は平仮名でなく「志」のくずし字ではないだろうか。2文字と思っていたものを3文字に分解したので、「き」の下半部と「く」の上半部がついて「ら」とみるので、「へ」はかなり縦長になり、表面の平仮名と同様クセのある文字とみた。

さて、中央であるが、上の2文字は「播州」だが、それ以下が何文字あったのかすら判らないほど消えている。『木簡研究』は「播州」以下を5文字にみている。おそらく、「播州」以下の文字を「播州」と同じに見たうえでであろう。判読不能の文字のうち、上2文字

は一見「小屋」と読めなくもない。特に「小」は可能性が高い。しかし、「播州」に続く単語としては、一座の固有名詞とみるには、「小屋」では文意が生まれてこない。ここは一般的に、文字は判読不能としておくのが妥当だろう。

6. 木札A面の文意

中央に大きく「忠臣蔵 五段目」とあることから、周りにみえる人名と道具は、五段目の登場人物とその小道具をみている。内容を検討するため、五段目山崎街道のあらすじを述べると、

「お軽の父与一兵衛は、婿の勘平が仇討ちに加わるための御用金

調達に苦しんでいるのを知り、金策を考える。そして金策に窮し、娘お軽を祇園に身売りさせる約束をして金を手に入れる。しかし、その金を持って帰る途中の山崎街道で、斧定九郎に殺され50両の金を奪われてしまう。ところがそうとは知らぬ勘平は、イノシシと間違えて、その定九郎を鉄砲で撃ち、その懐中にあった50両を盗って、家へ持ち帰る。」

今回の検討によって、木札には山崎街道の場面に登場する4人の人物にイノシシが加わり、登場するのは全て揃ったことになる。また、囊や笠など重要な小道具も書かれていることから、おそらく登場人物の名は、それぞれに必要な衣装と小物を示しており、五段目で使う道具立てを説明していると見て誤りなからう。

登場人物と小道具が揃っていることから考えられるのは、巡業の際に衣装や小道具を入れた、荷物に付ける荷札としての役割である。しかし、荷札と考えるには、札が少し厚いのが気にかかる。おそらく、札が厚いのは、荷に付けるのではなく、置いておくためのものであるからだろう。そこで、置き札であることを考慮に入れて、「五段目」の下にある「ひかへ」と言う言葉を生かして、その用途を考えるなら、この札は楽屋で荷を解いて衣装や小道具を分ける際に、外題ごとに札を置いて、札の側に衣装や小道具などを仕分けて置いていったものと考えればどうであろう。



第3図 木札B面

巡業で上演する外題が一つなら、仕分けのための札など必要ないが、播州歌舞伎は普通、三番立てとか五番立てというように複数の外題を演じている。そのため巡業に際しては、上演する外題ごとに札を作って持ち、楽屋などで荷物の仕分けをするときに使用したのであろう。しいて、こうした用途にあった名称を与えるなら、「覚え札」といった性格のものではないのだろうか。

7. 木札B面の文意

B面のわずかに解読された文字から考えられることは、「播州」の文字が中央に大きく書かれていることから、続いて一座の名前、あるいは播州の中での一座の本拠となる地名などが考えられる。「播州」に続く文字を“小”と読んだ場合、地名としてみるなら「小野」があるが、普通は地名の前に“住”がついて“播州住小野”という風になるはずである。そうすると空間的に、それに続いてくるであろう一座の名前とのつりあいが悪くなってしまふ。つまり、かんじんな一座の名前より、地名が勝ちすぎるのである。おそらく地名の場合なら、小さく記入されるだろう。

このように考えると、「播州」に続く言葉は、一座の名前に限定しても良いと思う。播州歌舞伎を代表する高室役者の座元の名前は、全て判っているわけではないが、幕末から明治の初年にかけて存在した座元の中に、頭に“小”のつく一座がある。

明治41年の記録には、「……この村には六本の株というものがある。株内とは一座を組織した者で、小六座、千歳座、勘七座、国蔵座、新蔵座、大和座の別に座は増やさぬ規定である。」^④と、座元の名があげられており、その中に「小六座」がある。小六座の座元は嵐小六で、屋号は小倉屋と言った。

「小六座」と読んだ場合、内容的にも、また“小”の字も生き、最有力候補となるが、判読時の墨痕から推定した文字数より、字数が少なくなる点に多少難点が残る。

今一つ、大胆な仮定を提示するなら、墨痕の先入観を無視して、「播州」に続く文字を、それと同じ大きさではないと考えればどうであろうか。一座の名前として座元の役者の名を入れるなら、仮に“小”“屋”と考えた2文字を1文字と見なして、ちょっと強引だが“嵐”と見立ててはどうだろうか。ちなみに、嵐の名を持つ座元は、幕末期なら嵐新蔵、明治の早い時期では嵐小六などが知られている。

「小六…」にしろ「嵐…」にしろ、このように想定すれば、木札の中央には播州の地名と座元の名が大きく書かれていたことは間違いあるまい。そこで、「播州」の左右にある小さな文字を、興業許可の“手形”“志らへ”と解釈すると、この札のB面は出身、一座を明示

した興業手形の役割をはたしている。つまり、B面はB面としての役割を持っているのである。

8. 結語

A B両面の文字の解読と、文意より、A面は、衣装や小道具などの荷を分ける時の「覚え札」の役割。B面は、「興業手形」の役を果たしている。その両者を、機能以外に結びつける役割といえば、巡業に出る時、〇〇座が〇〇（外題）と〇〇を上演するということをあらわした、道中での手形調べに対する証明用の札であったとみればどうであろうか。そうなると、役割としては、B面が札の表になる。

木札の本当の用途が、出身を明らかにした興業手形であれば、いくつかの問題が生まれてくる。播州歌舞伎の巡業の状況からみれば、歴史的には幕末まで遡れば古い方で、おそらく明治時代初期までのものではないかと推察される。明治になってから、芝居興業に規制措置がとられ、明治5年頃に役者の身分を固定するため、芝居興業者に対して鑑札制度が行われる。俳優鑑札が発行されていたなら、この木札のような道中の興業手形は不用であるから、木札の書かれた下限は押さえることができる。したがって、この木札は明治5年頃より以前の遺物ということになる。ただし、使用の下限は、明治5年以降も、既に書かれていた木札を、依然として巡業先での「覚え札」の役割で使用していた可能性はおおいにありうる。

想像の翼を広げて、木札の廃棄された状態を推理するなら、鑑札制度が行われるようになったため、不用になって捨てたとも取れるし、俳優鑑札発行後も覚え札として使用していたが、興業手形のように大切に扱われていなかったため、何らかの理由で紛失または廃棄されたものとも考えられるのである。

(兼康 保明)

【註】

- ① 進藤 武 「滋賀・上永原遺跡」(『木簡研究』7 木簡研究会 1985)
- ② 名生昭雄 「播州歌舞伎の世界」(『農村舞台と播州歌舞伎』 神戸新聞社 1973)
守屋 毅 「役者村の役者たち」(『村芝居』 平凡社 1988)
- ③ 兼康保明 「歴史時代(中・近世)研究の動向」(『日本考古学年報』37 日本考古学協会 1986)
- ④ 明治41年(1908)9月14、15日 大阪朝日新聞「播州の俳優村」
名生昭雄 「劇(しばい)一播州歌舞伎一」(『山陽ニュース』昭和42年4月号 山陽電気鉄道 1967)